

令和3年1月22日

令和3年 第1回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和3年第1回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年1月22日（金曜日）午後2時00分～午後3時15分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建築課長兼

教育施設担当 中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

副 参 事

統括指導主事 富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

指 導 主 事 高 野 郁 子

指 導 主 事 橋 本 健

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 浅 井 亮 介

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号議案 東大和市障害者活躍推進計画（案）に対する意見について
- 第 4 第 2 号議案 東大和市教育委員会における東大和市いじめ防止対策推進基本方針（案）について
- 第 5 第 3 号議案 令和 3 年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和 3 年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について
- 第 6 第 4 号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 第 7 第 5 号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 第 8 その他報告事項
 - （１）令和 3 年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について
 - （２）令和 2 年度小・中学校卒業式告辞（案）について
 - （３）第 6 7 回東大和市成人式の中止について
 - （４）民法改正に伴う成年年齢引下げ後の成人式の運営方針について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから令和3年第1回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、新藤委員にお願いいたします。

○新藤委員 はい。

○真如教育長 ここで傍聴の許可についてお諮りをいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和3年1月5日から令和3年1月15日までの教育長諸務報告であります。

1月5日、火曜日、東京都市指導主事会第四地区指導連絡会に出席し、ご挨拶をさせていただきました。新型コロナウイルス対策本部会議に、その後、出席をいたしました。

1月8日、金曜日、新型コロナウイルス対策本部会議に出席をいたしました。
続いて、教育委員懇談会に出席をいたしました。

1月15日、金曜日、第16回総合計画策定本部会議に出席をいたしました。

以上でございます。

ただいまの報告につきまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので教育長諸務報告を終わります。

◎日程第 3 第 1 号議案 東大和市障害者活躍推進計画（案）に対する意見について

○真如教育長 続きまして、日程第 3、第 1 号議案 東大和市障害者活躍推進計画（案）に対する意見について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第 1 号議案 東大和市障害者活躍推進計画（案）に対する意見についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和 2 年 12 月 24 日付で市長から教育長に対しまして、東大和市障害者活躍推進計画の案に対する意見の伺いについて依頼があったものであります。

経過といたしましては、令和元年 6 月に障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を策定し、公表することが義務づけられました。

計画策定につきましては、地方公共団体の任命権者ごとに策定することとされておりますが、東大和市では、各任命権者が計画策定に参画することにより、東大和市長、東大和市議会議長、東大和市教育委員会との連盟による計画とする案の提示があり、意見について求められているものであります。

それでは、計画案につきましてご説明を申し上げます。

お手元の資料の計画の 1 ページをお開きください。

1、計画策定の目的でございますが、東大和市におきましては、障害者の法定雇用率を下回っている状況を踏まえ、法定雇用率の達成や体制整備、各種取組を行うこととして計画を策定するものであります。

2、任命権者におきましては、東大和市長、東大和市教育委員会、東大和市議会議長において本計画を連名で策定するとしております。

3、計画の期間におきましては、令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の約 5 年間としております。

2 ページをご覧ください。

5、目標におきましては、①採用に関する目標といたしまして、実雇用率を各年度6月1日時点において法定雇用率以上とする。②定着に関する目標といたしまして、障害のある職員が円滑に職場になじみ、やりがいを持って働ける環境づくりを促進し、不本意な離職者を極力生じさせないように努める。③キャリア形成に関する目標といたしまして、本人の希望も踏まえつつ、様々な職務経験を重ねられるよう、必要に応じて積極的に人事異動を行うとしております。

6、取組内容につきましては、教育委員会が直接関係する箇所のご説明を申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理におきましては、①職務環境といたしまして、障害者からの要望を踏まえ、環境整備を行うとともに、就労支援機器の購入を検討する。③働き方につきましては、年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。④キャリア形成につきましては、本人の希望等も踏まえつつ、実務研修等の教育訓練を実施する。⑤その他の人事管理につきましては、定期的な所属長等との面談の実施や日頃の声かけにより、障害者である職員の状況の把握と体調管理に努めるとしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 こういったことというのは非常に重要だと思っていて、特に今人口がどんどん減少し、高齢化が進んでいますので、人材確保という点から考えても、様々な能力を持っている人を最大限活用していく視点が行政運営には必要と考えます。この計画を立てていくつもりで、やはり私はここに盛り込むかどうかとして一つ必要なのは、まだこの障害者を雇用するという点に関して、言葉は非常に適切ではないかもしれませんが、何か同情論的にかわいそうだから場を提供するという考え方がまだ根強い気がします。そうではなくて、障害がある方であっても能力を最大限に発揮できる機会を与えて、そして生きる喜び等も含めて達成感を味わうというのは非常に重要なことなので、雇う側もその人たちの持っている能力を最大限に活用させてもらうことが必要だと思います。

特に教育の中で子どものうちからこのことに対する意義などをきちんと理解を

しておくことによって、計画がスムーズに進んでいくのではないかと思いますので、現在、人権教育が行われていますけれども、一步踏み込んで、この計画に対して子どもたちの理解を促進し、障害のある人たちも自信を持って様々なことにチャレンジできるような社会をつくっていくことを願うところでございます。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

藤宮委員。

○藤宮委員 1 ページの0.4%と0.5%の差異ですけれども、0.1%は何人に当たるのですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 こちらの人数ですが、詳細な人数は公表を控えさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○藤宮委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 2 ページの6番、取組内容の①ですが、障害者職業生活相談員を選任しますとありますけれども、具体的には何人とはなっていないと思いますが、障害を持つ方が相談できる方、また職場で受け入れる方がどのようにしたら良いかや、どのように接することが良いのか、常にその相談員に気軽に相談できるのはすごく重要なのではないかと思いますので、この人数は明確に載ってはいませんが、そういう方が何人かいて、必ず常勤でいらっしゃる、やはり働く上で環境というのはすごく大事だと思いますので、何か力を入れていただきたいと思いました。質問ではありません。

○真如教育長 ほかにございますか。

藤宮委員。

○藤宮委員 3 ページの枠の中で、介助者なしで業務が可能といった条件を設定すると書いてありますけれども、これは取扱わないのですね。その介助者というのは、市の職員に当たりますか。それとも誰でも良いのですか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 こちらの四角の枠の中ですけれども、ここで言う介助者というのは、職員や職員ではない方を含めるのですが、例えば車椅子をご利用されて

いる方が車椅子を押す方たちを指すのですが、職員のこの②の採用に当たりましては、このような条件をつけて制限を設けないことで、障害のある方がきちんと介助なしで仕事ができないといけないということを指し示して、外部に対して行いませんというものになってございます。

以上でございます。

○真如教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第1号議案 東大和市障害者活躍推進計画（案）に対する意見について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 異議なしということで、第1号議案 東大和市障害者活躍推進計画（案）に対する意見について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第2号議案 東大和市教育委員会における東大和市いじめ防止対策推進基本方針（案）について

○真如教育長 日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会における東大和市いじめ防止対策推進基本方針（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第2号議案 東大和市教育委員会における東大和市いじめ防止対策推進基本方針（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和2年1月に施行された東大和市いじめ防止対策推進条例第9条第1項におきまして、市はいじめ防止等のための対策の基本的な考え方、その他いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項を、東大和市いじめ防止対策推進基本方針として定めるものとする規定されており、本方針はこれに基づいて策定するものであります。

本方針の策定へ向けたこれまでの経緯としましては、学校、教育委員会、市関

係部署、その他関係諸機関により構成される東大和市いじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会の附属機関であり有識者により構成される東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会において協議を重ねてまいりました。

本方針の今後の策定手順といたしましては、本日ご審議いただきましたものを教育委員会案として取りまとめ、総合教育会議において市長との協議を経た後、市長の決裁により東大和市の方針として決定してまいります。

それでは、教育委員会における案の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、1、東大和市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義につきましては、本方針が学校におけるいじめを克服し、児童等の尊厳を保持する目的のもと、東大和市、市教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関が相互に連携して、いじめ防止対策推進法や市のいじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められたものであるとしております。

2、いじめの定義につきましては、本方針におけるいじめの定義は、東大和市いじめ防止対策推進条例と同様であるとしております。

3、いじめの禁止につきましては、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならないとしております。

4、いじめへの基本的な考え方につきましては、いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題であり、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るという認識のもと、常に未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要があること。とりわけ、いじめを起因として児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことから、5つの個別の考え方を掲げております。

5、市及び教育委員会のいじめ防止等の取組につきましては、市条例第10条に基づく東大和市いじめ問題対策連絡協議会、市条例第11条に基づく東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会及び市条例第12条に基づく東大和市いじめ問題調査委員会の設置とともに、教育委員会におけるいじめ防止等の具体的取組として、相談体制の充実や道徳教育及び体験活動等の充実、関係機関と連携した取組の推進などの取組を示しております。

6、学校におけるいじめ防止等の取組につきましては、学校いじめ防止基本方針を策定すること、学校いじめ対策委員会の設置による組織的な対応をすること

について求めています。また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する取組を示しております。

7、家庭・地域におけるいじめ防止等の取組につきましては、家庭及び地域での取組をそれぞれ示すとともに、いじめを発見し、またはいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報することを求めています。

最後に、8、基本方針の普及、評価、見直しにつきましては、本方針について市民への浸透に努めるとともに、取組状況や進捗状況について点検等を実施し、その結果について、評価・検証を行い、見直しその他必要な措置を講じるものとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 今、教員を目指している大学生の対応をしているのですが、彼らは、一般の学生よりも教育に対する意識は高いと思います。いじめは防げないのではないかと、または、未然に防ぐということは不可能と思い込んでいる学生がいますので、その思い込みは絶対駄目だということ。いじめはどこでも起こり得る、誰にでも起こり得るという視点から、絶対にいじめを許さない、させないという意識を醸成していかないとはいけません。いじめというのは人間の性だから仕方ないという捉え方をしてしまったら、そこから崩れていってしまうと思うので、学校も含め、基本方針を作成し、命を吹き込むという意味でも、徹底して意識改革を図ることを大事にしていきたいと思いました。だから、我々大人もしっかりと考えていかないとはいけません。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 4 ページ、6 番の下段にあるのですが、助言を継続的に行うとありますけれども、継続的というのはどのぐらい様子を見てなのか、その事案によってまた違うと思いますが、いじめと思われるものは結構長期にわたるものがあったり、大人から見ても収まったと思っても、子どもの中ではまだくすぶっていたりということがあると思いますので、そのあたりは例えば被害者の子がもう大丈夫

だというそれなりのことがあれば、もう大丈夫、解決したと思うようにするのか、その継続的という言葉が引っかかってしまったのですが、何か教えていただけたらと思います。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 今委員からもお話がありましたとおり、この継続性につきましては、個々の事案によってもかなり大きく違うと思いますし、また、当該児童・生徒、保護者の感覚、考え方の持ち方によっても変わってくる部分は確かにあると思っております。

ただ、私たちとしては、いじめの解消は、もしいじめが起きてしまった場合には一番重要な点であると考えておりますが、このいじめの解消が、完全に解消できたと言うためには、何もなくなった状況から3箇月間という目安の期間が示されております。したがって、この継続性についてもそういった視点で学校も教育委員会も見ていく必要があると思っております。

以上です。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

新藤委員。

○新藤委員 この件に関してですけれども、3箇月と一定程度の期間を切らない限り収束しないのは当然だと思いますが、やはりいじめられた経験を持った大学生の話を聞いていますと、かなりひどいいじめを受けてきた学生は、いじめ自体は収まったけれども、本人の中で心的外傷性障害というのでしょうか。PTSDでフラッシュバックすることがあり、身がすくんでしまうそうです。学校の中では収まったけれども、二十歳を過ぎても中学校時代に受けたいじめが、今でも時々フラッシュバックすることがあるという話を聞くと、いじめというのは受けた側は、かなり深刻なものと捉えると、事象がなくなったからこれで解消と認定はしますけれども、きめ細かな対応をしていく必要があります、重要だと感じています。

○真如教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 きつといじめは、している側とされている側の認識の違いがあるのだと思います。例えば同じようなレベルから両方を見てあげて、いじめはしていないよと言いながらも、されている側は、いやいや、これはいじめですという認識

の違いは、保護者でも同じだと思います。しっかりみんなが同じ目線になれるようにご指導していただけたらと思います。

以上です。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 私も全く同じですけれども、この1ページの2の最後の行に「いじめを受けた児童等の主観に基づいて行わなければならない」、客観的に見て、これはいじめではないものも、やはりフラッシュバックすることもあるだろうし、親がかつてそのような体験をしていたら、被害意識があって、いじめではないのに、うちの子いじめられたとか、先生がいじめたという、考えられないようなことがいっぱいあるので、すごく難しいことだと思います。被害者が加害者になってしまうことが、大きくはならなくてもよくあります。本当に大変だと思います。

○真如教育長 内野委員。

○内野委員 私も今、委員の意見を聞いて一つ感じたのですが、この基本方針が策定されると、大人側もすごく鋭い目を子どもたちに向けてしまうということが私は怖いと思っています。子どもたちには大人の目をびくびくしながら生活をしてほしくないのです、何が大事かと言ったら、人権、小さい頃から言われている、自分がされて嫌なことはしては駄目ということ。そういう基本的なところだと思いますが、やはり人としてどのように接したら良いかなど、人権教育が根本的にこの条例の下にはあってほしいとすごく感じました。

以上です。よろしくお願いします。

○真如教育長 ほかにございますか。

学校の指導というのは、どんな場面で、主にどのように行っていますか。例えば学期の初めや入学したときの初めに、あるいはその都度その都度行っていますなど、いろいろと聞かせてもらえますか。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 学校の指導は、今内野委員からもありましたけれども、人権教育をメインにして、学校が指導している内容が直接いじめをテーマにしなくても、今お話のあったとおり、人への対応の仕方や温かい言葉がけのことなど、結果として人との関わり、コミュニケーションがより良く温かくなるような人間関係づくりといった視点を大変重視して先生方は指導しているものと認識しています。

その上で、いじめということを一つテーマにして、子どもたちに指導する場面も必要になってくると思います。そのために教育委員会としては、各学校には年3回以上、いじめをテーマにしたいじめ防止のための授業を年3回以上行うといったことを求めておりまして、各学校取り組んでいただいている状況がございます。

また、個別のいじめ、あるいはいじめの疑いがあるようなものが、各学年や学級で発生すること、頻繁にあることだと思いますが、それはその都度学級で取り上げ、学級活動で話し合いをしたり、あるいは道徳の授業でテーマを取り上げて話題にしてみんなで心の醸成を図ったり、様々な形で対応しているものと認識しています。

以上でございます。

○真如教育長 先生の感性というのも大事だと思うので、どれだけ気づくかという、良さをやはり見つけられるような先生に育ってほしいです。

ほかになれば、先に進みたいと思います。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会における東大和市いじめ防止対策推進基本方針（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、第2号議案 東大和市教育委員会における東大和市いじめ防止対策推進基本方針（案）について、本件を承認と決めます。

**◎日程第5 第3号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画（案）
及び令和3年度東大和市学校給食会計予算
（案）の諮問について**

○真如教育長 日程第5、第3号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和3年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について、本件を議題に供します。

議題の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第3号議案 令和3年度東大和市

学校給食事業計画（案）及び令和３年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和３年度東大和市学校給食事業計画及び令和３年度東大和市学校給食会計予算を策定するに当たりまして、東大和市学校給食センター設置条例第７条の２第１項に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

詳細につきましては、給食課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 それでは、私から内容についてご説明させていただきます。

初めに、令和３年度東大和市学校給食事業計画（案）についてでございます。こちらは、令和３年度の東大和市の学校給食事業の実施に当たり、基本的な内容を記載しているものでございます。

お手元の資料の事業計画（案）の１ページをお開きください。

第１に学校給食事業の前提となる学校給食法で定める目的を、第２に東大和市の学校給食事業の主旨を記載しております。どちらも昨年度と特に変更はありません。

第３は学校給食センターの稼働日で、３ページの表のとおり、令和３年度は年間204日で、カレンダー等の関係で昨年度と比べ１日減となっております。

第４は年間給食日数で、東大和市学校給食センター給食費に関する規則で定める日数で、今回変更はありません。

第５は栄養摂取基準及び食品構成で、４ページに記載しております国で定める学校給食摂取基準と学校給食の標準食品構成表を参考として、栄養士が学校給食の献立作成をいたします。今回、内容等に変更はありません。

２ページにお戻りください。

第６は給食費で、保護者等が負担する学校給食１食当たりの基準額及び月額給食費でございますが、前年度と同額となっております。

次に、令和３年度東大和市学校給食会計予算書（案）についてご説明させていただきます。

こちらは、先ほどの事業計画や令和３年度の児童・生徒の見込み人数などを元に給食会計予算を策定するものでございます。こちらは市の公会計ではなく、私

会計で実施しております。

予算書（案）の1ページをお開きください。

こちらは、収入支出予算の総括表でございます。

上段の収入をご覧ください。

科目1、給食費は、こちらは令和3年度の予算額ですが、本年度予算額3億2,283万8,000円、2、繰越金は1,000円、3、諸収入は9万7,000円、合計3億2,293万6,000円で、前年度に比べ304万4,000円の減額でございます。

次に、下段の支出ですが、本年度予算額は給食費の3億2,293万6,000円で、前年度に比べ304万4,000円の減額でございます。

収入支出の減額の理由ですが、児童数等の見込みが前年度より減となったことによるものです。

2ページをお開きください。

こちらは、収入支出予算の事項別明細書でございます。

上段の収入をご覧ください。

科目1、給食費、1、現年度給食費は、本年度予算額3億2,023万円で、前年度に比べ326万1,000円の減となっております。

次の3ページの左側の表は、学校ごとの内訳でございます。また、4ページと5ページの上段には、各学校と給食センター分の人数等の内訳を記載しております。

2ページ目にお戻りいただいて、収入、科目1、給食費の2、過年度給食費でございますが、こちらは平成31年度、令和2年度の給食費の未納分で、本年度予算額260万8,000円で、前年度に比べ22万9,000円の増となっております。5ページ中段の表がその内訳になっております。

再度2ページ目にお戻りいただいて、収入、科目3、諸収入の1、試食会は9万6,000円で、前年度に比べ1万2,000円の減となっております。5ページ下段の表がその内訳になっております。

次に、3ページの右側の表をご覧ください。

支出は全て食材費となっておりますが、これはこの内訳で過去2年分の実績を元に計上しております。このうち16は緑黄色野菜、17はその他の野菜になりますが、令和2年度に引き続き、東大和市の地場野菜を生産の時期に合わせて積極的に使用していきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 質問ですが、新型コロナウイルス感染症があったことによって、食材費等の物価は何か変化が見られたのか、それともそれほどの変動はないのか、今年度の実績等はどうなのかも、自分の家庭の種々考えても、どのくらい物価が上がっているのか下がっているのか全く把握できていないので、恐らく少し上がったり下がったりしたら、影響するのではないかと思われるものですので、どうなっているのでしょうか。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 物価という点ではまだ研究をしていないですけれども、お米は、11月で契約を切り替えますが、安くなっています。あと先日少しお話ししましたが、和牛の提供やお魚も少し提供がありまして、多分外食産業があまりよろしくない状況なので、こちらに提供されてくるものとしては、少し安くなっています。あと野菜は、今年大きく被害がなかったということで、予算は余裕があります。

以上です。

○新藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第3号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和3年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第3号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和3年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第4号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正す

る規則

○真如教育長 日程第6、第4号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第4号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の一部改正は、移動図書館のみずうみ号が車両の老朽化等の理由により令和3年3月末をもって運行を終了することから、移動図書館事業を廃止し、東大和市立図書館運営規則から移動図書館に係る文言を削除するものであります。

それでは、運営規則の一部改正の内容について、お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

A4横判、10ページまでとなっているものでありますが、よろしいでしょうか。1ページの下段、第2条、ここでは事業等を定めているものでありますが、第1項第9号、1枚おめくりいただいて2ページの左側（9）、こちらに移動図書館の運営の規定がございました。今回の一部改正によりましてこちらを削除し、その下の第10号を第9号に繰り上げるということにするものであります。

また、3ページの上になりますけれども、第4条、開館時間及び休館日、こちらにつきましては、第2項で移動図書館の開館時間について規定をしておりましたが、この第2項を削除するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 どこかに飾っておきたい人がいたというのは、どうなりましたか。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 移動図書館みずうみ号は、歴史があって、レトロな車両ということで、車両の静態保存のご要望と思いますが、電車等によりますと、機関車などはそのまま静態保存をすることがありますが、車両の場合には、支えがタイ

やということで、実際置き場所の問題や、やはり雨風にさらされますと傷みも早いということもありまして、なかなか車両を屋外で静態保存するというのはなかなか事例的にも難しいと考えておりまして、現状ではその考え方は持っておりません。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第4号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第4号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第7 第5号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第7、第5号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第5号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の一部改正は、移動図書館のみずうみ号が車両の老朽化等の理由によりまして令和3年3月末をもって運行を終了いたしますことから、移動図書館事業を廃止し、東大和市立図書館処務規則から移動図書館に係る文言を削除するものであります。

それでは、処務規則の一部改正の内容につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。A4横判、5ページまでとなっている資料

でございます。

下線を引いてあります部分が、今回改正する箇所となっております。第3条、分掌事務、こちらの第1項第2号になりますが、2ページのキ、移動図書館の運営に関するものを削除いたしまして、それ以降の項でありますクにつきまして、キに繰上げし、その下のケをクにそれぞれ繰り上げるということといたします。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第5号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第5号議案 東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 その他報告事項

○真如教育長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項1、令和3年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、報告事項1、東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料1ページからございますが、こちらは修正箇所を修正した後の状態となりますので、11ページの次のページの新旧対照表をご覧ください。

表題が令和3年度東大和市教育委員会主要施策（案）新旧対照表（抜粋）となっているものでございます。

こちらのページ数につきましては、次のページ以降の資料のページを記載しております。左側が昨年の12月23日の教育委員会定例会においてご説明申し上げたときの状態でございます。右半分が今回のその後変更があったところのご説明と

なっております。

それでは、ご説明申し上げます。

まず1つ目、2ページでございますが、こちらは作業の際に学力の「学」という字が抜けておりましたので、追加したものでございます。

続きまして、3から4ページにつきましては、小・中学校における教育課題検討について、GIGAスクールの項目を追記したものでございます。

次の表の5ページの項目でございますが、こちら、東大和市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、もう既に設置をして開催しておりますので、「開催」という言葉に改めたものでございます。

その次の7から8ページの箇所につきましては、「直接・間接に」となっているところを、「直接的・間接的に」と変えて、さらに数行下になりますが、オリパラが1年延びましたので、「6年間に」と変えてございます。

ページをおめくりください。

9ページとしております特別支援教育の推進の項目でございますが、「令和元年度」という表記を統一して「平成31年度」としております。

11ページの項目につきましては、来年度から第三小学校におきまして、学校内で学童保育所を開始いたしますことから、その部分を追記してございます。

12ページの項目につきましては、登下校時の見守りにつきましては、今年度の主要施策の中では、この「体制の強化」という言葉が当初ございました。昨年の12月23日の教育委員会定例会でお示しした際に、この「強化」という部分を削除しておりましたので、再び戻させていただいた状態でございます。

13ページの項目につきましては、先ほどと同じく「令和元年度」を「平成31年度」としたものでございます。

あと最後に各ページですが、教育委員会の表記の方法ですけれども、本文中で小・中学校とした場合に、普通に「小中学校」というところと「小・中学校」としているところがございましたので、全てを「小・中学校」と変更をさせていただきました。

次のページ、1ページから始まりますが、こちらが比較新旧対照表になります。左側が今年度、令和2年度の状態でございます。今申し上げました修正を反映した令和3年度の主要施策（案）を右半分でお示ししているところでございます。

説明は以上となります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 質問ではないですが、自分自身の中で考えているところがありまして、お話しをさせていただくのですが、昨年度の終わりから新型コロナウイルス感染症感染拡大防止で、いろいろとできないことが増えて、各学校がいろいろな工夫をしているのですが、恐らく今の情勢を見ていると、来年度もこの影響というのは決して小さなものではないだろうと思います。新型コロナウイルス対策に関しては、ガイドライン等をつくっていただいて、きめ細かな指導をしていただいていると思います。それは十分承知していますが、主要施策のところ、感染症対策を今後の問題として盛り込む動きは、東京都や他の区市町村ではどのようにしているのか気になったので、感染症が収まれば一番良いのですが、収まらなかったときに、生活様式も大幅に変わって、学校の在り方自体もかなり変わらざるを得ないと思うので、この動向がどのようになっているのか気になったものですから、もし情報があれば教えていただければと思います。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 ただいまご質疑いただきました他市の動向でございますが、主要施策のあるなし等含めまして、現在確認が取れておりませんので、次回までに確認して、また再度ご報告申し上げたいと思います。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続いて、報告事項の2、令和2年度小・中学校卒業式告辞（案）について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○富田統括指導主事 私からは、報告事項2といたしまして、令和2年度小・中学校卒業式告辞（案）につきまして報告をさせていただきます。

本日お手元にお配りいたしました資料は、令和2年度の東大和市立小学校及び中学校の卒業式告辞の案でございます。告辞におきましては、小学校では競泳の池江璃花子選手、中学校では医学者の山中伸弥教授を取り上げ、児童・生徒に困難を乗り越え、目標に向かって前向きに挑戦を続けることを期待するという内容

となっております。

この告辞につきましては、昨年度同様、文書での配布となる見込みでございます。

なお、今後につきましては、2月4日の教育委員懇談会におきまして、委員の皆さまから告辞の内容についてのご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○真如教育長 説明が終わりました。

何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 よくまとめていただいていると思っておりますが、今年度はこの状況の下、今のお話ですと、場合によっては我々が出席してこの告辞を読み上げるということではなくて、文書で印刷したものを渡すことになったときに、保護者に対しての文章が、「保護者の皆さま、お子様のご卒業おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。」になっていますけれども、今年度に関しては保護者もいろいろとご心配されて、学校が臨時休業となり、様々なことでご協力いただき、保護者の思いも大変だった年でしたので、そのことを少し小・中学校ともですけれども、何か加えていただけないかと思いました。もし文章になって配られるとなると思いが薄いような気がしました。私の感想です。

あともう1点、中学校ですが、山中伸弥さんの話は良いと思いましたが、ノーベル生理学・医学賞を受賞したのは2012年ですから、古いと思いますので、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策も含めて人類がいかに不治の病を克服してきているのか、今まさに世界中で、山中伸弥さんのiPS細胞は脚光を浴びている状況です。少しずつ臨床研究及び治験が行われてきていますので、人類が病気などに負けずにいかにして克服してきたのか、くじけてはいけないということで、小学校は池江璃花子さんのことで、まさに今、病気を克服してよみがえっているのでこの話で良いと思います。中学校は、山中さんの話を持ってくるのは良いけれども、現時点で人類が病気等を克服するためにいかに努力を発揮しているのか、何か希望を抱かせるようなことを加えていただけると良いと思いました。

○真如教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 この告辞文というのは、ご来賓を予定されている方にもお配りするものですか。そうでなければ、何か最後のところにお礼を言っているのは、きっと目にするのは保護者の方と子どもさんだから、例えば何かご来賓の方にお礼文だったら別刷りが良いのかと感じました。

○真如教育長 何かお答えありますか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ご来賓については、今のところ、委員のお話のとおり、昨年どおり参加を見合わせる方向でございますので、文章を少し検討させていただきたいと思います。

○真如教育長 ご意見いただきました。

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、質疑を終了したいと思います。

報告事項の3番に進みます。第67回東大和市成人式の中止について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 第67回東大和市成人式の中止につきまして、報告をさせていただきます。

資料につきましては、その他報告の(3)をご覧くださいと思います。

第67回東大和市成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、夏頃から実施するに当たってはということで検討を重ねてまいりまして、2分割での実施ということで事務を進めてまいりました。年末まで2分割で行うという確認は内部で取っていたところでありますけれども、年明けから、やはり感染者数がどんどん増えるということと、それから政府においても緊急事態宣言がまた再発令されるということがありまして、年明けに大きく事態が変わったところであります。

1番といたしまして、中止の経緯についてと記載がありますけれども、本年1月5日、火曜日に開催されました第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議、これは庁内における会議でありますけれども、感染拡大状況等を鑑みて中止ということで決定をさせていただいたところであります。

中止の理由でありますけれども、こちらに3つほど書かせていただいておりますけれども、成人式の実施に当たっては、感染対策を十分に講じた上で実施とい

うことで進めてきましたけれども、感染者数が一向に減る気配がなく、むしろ増加する傾向にあり、非常に予断を許さない状況であったこと。それから、まだ会議が行われたときは発令される前でありましたけれども、東京都を含めた1都3県に対しまして緊急事態宣言が発令されるということが極めて高い状況であったこと。それから、教育委員の皆さまもご存じかと思えますけれども、成人式を行うときには、やはり旧友との再会があり、非常に盛り上がりを見せる部分がございまして、式典はもとより式典の前後で非常に会場周辺を含めて密になることが回避できないということがございました。

そのようなことを踏まえまして、1月5日に中止ということを決定させていただきまして、新成人に対しましては、その日のうちにはがきでありますけれども、中止のお知らせを作成してもらいまして、翌1月6日に発送をさせていただいたところであります。こちらは、全新成人の方に郵送させていただきました。あわせまして、市のホームページ、ツイッター、フェイスブック等で情報発信をさせていただいたところあります。

3番でありますけれども、代替策の実施についてであります。1番、2番といまして、市長、それから市議会議長からのメッセージということで、市の公式動画チャンネルに掲載をさせていただきました。こちらはユーチューブでご覧いただくことができます。

それから、3番と4番でありますけれども、今回は2回に分けて実施ということで、新成人の誓いのことばを2回用意させていただいたところあります。非常に日にちがなかったわけでありますけれども、中止を決定した週に市役所にお越しいただいて、誓いのことばを収録させていただいて、こちらにつきましても、市の公式動画チャンネルのユーチューブに上げさせていただいて、成人式当日の正午から見られる状態となっております。現在も見られる状況であります。

そして5番でありますけれども、恩師からのメッセージ等であります。こちらは、新成人の方が当時お世話になった先生方からのメッセージを動画にしたものでありますけれども、この5番の施策につきましては、今回2分割制で実施するというので、やはり例年は式典の後に実行委員会がアトラクションというものを設けていますけれども、今回はもともと中止の有無にかかわらずユーチューブで配信を予定していたものであります。こちらにつきましては、市の公式動画チャンネルではなく、実行委員会による企画運営ということで、新成人の方にお送

りしたQRコードを読み込んでいただくことによって、QRコードを知っている方のみが見られる限定公開という方法を取らせていただいております。

そして6番でありますけれども、こちらは例年成人式の会場におきまして、新成人向けの記念品というわけではないですけれども、オリンピック・パラリンピックの啓発物品ということで配布をさせていただいているものであります。成人式の中止に伴いまして配布する機会がなくなったということを受けまして、市長のメッセージと併せまして、こちらは新成人全員宛てに同じく郵送させていただいているものであります。今週始めに送らせておりまして、配達が終わっているといった状況でございます。

最後4番でありますけれども、当日の現地対応についてでありますけれども、中止ということで職員を現地に出向いていただきまして、対応をさせていただいたところであります。

簡単ですけれども、以上です。

○真如教育長 説明が終わりました。

何かご質問等ありますか。

新藤委員。

○新藤委員 本当にご苦労さまでした。今4番で当日、市の職員の方を配置して対応したということですけれども、私もハミングホールの前を朝通ったところ、結構早い時間から職員の方が何人か待機されていました。5時頃前を通りましたら、車何台かとパトカーが止まっていて、ハミングホールの玄関のところで、何十人か元気良い方たちがいましたので、実施していたら、きっと今懸念されていたかなり密な状態で大変だったのではないかと思います。中止を決断されたのは大変だったと思いますけれども、決断して正解だったのではないかと改めて思いました。ご苦労さまでした。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項の4、民法改正に伴う成年年齢引下げ後の成人式の運営方針について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 その他報告事項の(4)民法改正に伴う成年年齢引下げ後の

成人式の運営方針について（案）という資料をご覧いただきたいと思います。

その他報告の（４）であります。

こちら、概要からご説明をさせていただきます。

１、概要になりますけれども、平成30年６月、民法の一部を改正する法律が公布されまして、令和４年４月１日から民法の定める成年年齢、すなわち成人年齢と言われているものでありますけれども、現在の二十歳から18歳に引き下げられることとなりました。毎年、新成人を対象として実施をしております成人式につきましては、実施時期や在り方等については法律上明記がないことから、対象年齢、開催時期、式典名称などというものは、各地方公共団体それぞれに判断が委ねられておりまして、今後、成人年齢が二十歳から18歳に引き下がった後、東大和市における成人式の運営方針についてどのようにしていくのかということを決定的にいく必要があるというものであります。

市によりましては、こちらの記載はないですけれども、市長部局が成人式を担当していたり、また教育委員会が担当していたり、そうではなくて両方が担当していたりといういろいろなスタイルがあるわけがございますけれども、東大和市の場合は、教育委員の皆さまも、今回は中止という結果でありましたけれども、例年主催者ということで、市長部局と教育委員会と一緒に市を挙げてお祝いをするといったスタンスを取らせていただいているところであります。

２番の検討でありますけれども、これを受けて社会教育課におきましては、国の動向等を把握するとともに、他市状況等について調査を行いました。１枚めくっていただきますと、令和２年９月１日時点の資料でありますけれども、26市、東大和市は18番目に入っておりますけれども、他市を調査したときの調査結果であります。

下にもう１つ表がありまして、対象年齢でありますけれども、25市中、20歳を予定するといった市が20市、まだ分からないといった市が５市でありました。

実施時期につきましては、１月に実施と答えた市が18市、まだ分からないという市が７市でありました。

式典名称につきましては、決定をしているという市が４市、未定の市が21市という結果でありました。

１枚戻っていただきまして、国等の動向も確認した上でありますけれども、社会教育課といたしましては、まず対象年齢につきましては、３番の検討結果のと

ころですけれども、大学受験や就職活動に与える影響等を考慮し、民法が改正されて成年年齢が引き下がった後も二十歳を維持することとします。

そして、開催時期につきましては、国民の祝日に関する法律に規定されました成人の日、法が改正されてから初めに迎える成人式は、令和5年にあつては1月9日になりますけれども、成人の日で実施してまいりたいと考えているところがあります。

各種聞き取りの結果、東京都内において、今のところ18歳で行いますという市は今のところありません。それから、この世代の方たちは、転出されますので、例えばほかの市に転出して、東大和市で18歳で成人式を行って、転出した先でまた20歳で成人式があるというの、やはりおかしいことになりますので、基本的には、大体おおむね二十歳で行っていくのであらうと考えているところがあります。

なお、3番の検討結果の米印でありますけれども、法改正の施行後において、「成人」という言葉は今度は18歳を意味する言葉として使われますので、式典の名称を成人式とすることを考えなくてはならないということでもあります。現時点においては未定としている市が多く、東大和市についても同様に今のところはまだ検討の段階ということで結論には至っておりません。いずれにいたしましても、新成人に与える影響といたしましては、何歳で行うのかというところを早めに公表してあげる必要があるのだらうと考えております。これはスケジュールの関係もありますし、着付け等の関係もあらうかと思っております。

4番の今後の予定です。法改正後の成人式の運営方針でありますけれども、今年の成人式は中止となり、終わったところありますので、今回の話と混同しないよう民法改正に伴う年齢引下げ後の成人式の運営方法につきましては、春頃を目途に対外的に公表をしていきたいと考えているところがあります。

説明は以上となります。

○真如教育長 説明が終わりました。

何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和３年第１回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

午後 ３時１５分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 新藤 久典